

## ⑥ 産後の休業及び育児休業後における特定教育 ・保育施設等の円滑な利用の確保に関すること

(市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項 三ー1)

○市町村は、小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、利用希望把握調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行うこと。

○0歳児の子どもの保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、1歳からの質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である。これらの点を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策を盛り込むこと。

※子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について（H25.8.6付け内閣府新制度施行準備室発出事務連絡）から

## (1)新潟市における現状について

### ○現状

- ・育児休業明けによる年度途中の入園について、予約は行っていない。(入園月の前月の初日に受付を行っている。)

### ○課題と論点

- ・育児休業明けの保護者を、新たに就職する保護者より優先することは妥当か。